

介護老人保健施設 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 利用約款（2割負担）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

3 前回の利用終了日から6ヶ月以上利用がなかった場合、改めて約款を締結するものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額170万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力をすること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処理、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てること求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到達しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテー

ション) 実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、介護保険からの給付額に変更があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときには、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収したうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護保険関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。次の各号の情報提供については、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者の病状に急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対して必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応は必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前項2項のほか、当施設は利用者の身元保証人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

別紙1

介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンターのご案内【各サービス共通】
(令和2年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター
開設年月日	平成17年5月23日
所在地	東京都三鷹市下連雀9-2-7
電話番号	0422-70-0700
ファックス番号	0422-70-0701
管理者名	吉田 宏
介護保険指定番号	東京都 1357081417

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

<運営方針>

- ・「在宅生活への復帰」と「自立支援」を目指した、施設内・通所・訪問リハビリを提供します。
- ・障害をお持ちの方の人間としての尊厳を守るお世話をいたします。
- ・明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

<提供サービス>

- ・介護保険施設サービス
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション

(3) 施設の職員体制

<介護保険施設サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護>

	常勤換算	夜間	業務内容
医師	1人以上		利用者に適切な医療を提供する。
看護職員	10人以上	1人	利用者の健康管理及び適切な処置を行う。
介護職員	24人以上	5人	運営基準に従って利用者の介護を行う。
支援相談員	1人以上		利用者及び家族からの諸相談、ボランティアの指導、市町村との連携業務等を行う。
理学療法士 作業療法士	1人以上		利用者のリハビリテーション指導を行う。利用者の作業療法訓練指導を行う。
管理栄養士	1人以上		利用者の栄養管理を行う。
介護支援専門員	1人以上		施設サービス計画の作成、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続き等を行う。
事務職員	3人以上		庶務、経理、介護報酬請求等の事務を行う。

<通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

	常勤換算	業務内容
医師	1人以上	利用者に適切な医療を提供する。老健と兼務。
看護職員	6人以上	利用者の健康管理及び適切な処置を行う。
介護職員		運営基準に従って利用者の介護を行う。
理学療法士 作業療法士		利用者のリハビリテーション指導を行う。利用者の作業療法訓練指導を行う。
支援相談員	1人以上	利用者及び家族からの諸相談、ボランティアの指導、市町村との連携業務等を行う。

(4) 定員

<介護保険施設サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護>

定員 100名

療養室 個室：22室、2人部屋：1室、4人部屋：19室

<通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④ 通所リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（食事は原則として食堂でおとり頂きます。）
 - ・朝食 7時30分～
 - ・昼食 12時00分～
 - ・夕食 18時00分～
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名称	医療法人社団永寿会 三鷹中央病院
	住所	東京都三鷹市上連雀5-23-10
協力歯科医療機関	名称	川島歯科医院
	住所	東京都三鷹市下連雀2-18-13-1F

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、平日午前10時～午後7時30分、土日祝は午前10時～午後5時までとなっております。面会時は必ず面会票をご記入下さい。
- ・消灯時間は、午後9時となります。
- ・外出・外泊は、必ずご家族様の付き添いの上お願致します。なお、当施設所定の書式にて、必ず事前に施設までお申し出下さい。
- ・飲酒・喫煙は原則禁止とさせていただきます。また当施設は敷地内全館禁煙となっております。
- ・火気の取扱いは禁止させていただきます。なお、火器類のお持込みも同様の取り扱いとなります。
- ・設備・備品の利用は、ご利用者様の生活に関わるもの以外に関しては、原則として施設の許可が必要となります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限のものとし、危険物の持ち込みは禁止させていただきます。
- ・金銭・貴重品のお持込みは、原則お断りさせていただきます。
- ・外泊時等の施設外での受診は、健康保険上の制約により原則できません。受診必要時は受診前に当施設へ必ずご一報下さい。
- ・信仰は個人の権利として保障されますが、他ご利用者への勧誘行為等の宗教活動はおやめ下さい。
- ・ペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。
- ・他のご利用者様への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、おやめ下さい。
- ・施設内の生活秩序の乱れ等につながる恐れのある迷惑行為は禁止させていただきます。

5. 非常災害対策

防 災 設 備	スプリンクラー、消火器、消火栓、誘導灯、防火扉、屋内消火栓等
防 災 訓 練	年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

電 話	0422-70-0700
営 業 日	月曜～金曜（午前9時～午後5時） ※祝日は営業していません。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に設置された「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出頂く事もできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション基本料金

- ① 基本利用料（要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護 1	800円	830円	1053円	1198円	1348円	1549円	1651円
要介護 2	862円	951円	1224円	1391円	1599円	1841円	1956円
要介護 3	930円	1079円	1393円	1581円	1846円	2125円	2266円
要介護 4	992円	1202円	1610円	1828円	2138円	2463円	2632円
要介護 5	1064円	1326円	1824円	2073円	2426円	2794円	2987円

② リハビリテーション提供体制加算

3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
26円	35円	44円	52円	61円

- ③ 理学療法士等体制強化加算 65円（1～2時間利用の場合に加算）
- ④ リハビリテーションマネジメント加算イ
 ◇法令に従い算定した開始月から6月以内 1, 213円（1ヶ月あたり）
 ◇法令に従い算定した開始月から6月超 520円（1ヶ月あたり）
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算ロ
 ◇法令に従い算定した開始月から6月以内 1, 285円（1ヶ月あたり）
 ◇法令に従い算定した開始月から6月超 592円（1ヶ月あたり）
- ⑥ リハビリテーションマネジメント加算ハ
 ◇法令に従い算定した開始月から6月以内 1, 718円（1ヶ月あたり）
 ◇法令に従い算定した開始月から6月超 1, 025円（1ヶ月あたり）
- ⑦ 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合 585円（1ヶ月あたり）
- ⑧ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

◇退院（所）日または認定日から3ヶ月以内	239円
⑨ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	520円
⑩ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	4,159円（1ヶ月あたり）
⑪ 生活行為向上リハビリテーション実施加算	
◇開始月から起算して6月以内	2,708円（1ヶ月あたり）
⑫ 若年性認知症利用者受入加算	130円
⑬ 栄養アセスメント加算	109円（1ヶ月あたり）
⑭ 栄養改善加算	434円
⑮ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	44円
⑯ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	11円
⑰ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	325円
⑱ 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	336円
⑲ 口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	343円
⑳ 重度療養管理加算	217円
㉑ 中重度者ケア体制加算	44円
㉒ 移行支援加算	26円
㉓ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	48円
㉔ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	39円
㉕ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	13円
㉖ 退院時共同指導加算	1,300円
㉗ 科学的介護推進体制加算	87円（1ヶ月あたり）
㉘ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本サービス費＋加算）×8.6%
㉙ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（基本サービス費＋加算）×8.3%
㉚ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（基本サービス費＋加算）×6.6%
㉛ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（基本サービス費＋加算）×5.3%

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料金

① 施設利用料

要介護認定の程度によって利用料が異なります。以下は1ヶ月当たりの自己負担分です。

要支援1	4,913円	要支援2	9,158円
------	--------	------	--------

② 生活行為向上リハビリテーション実施加算

◇開始月から起算して6月以内 1,218円

③ 若年性認知症利用者受入加算 520円

④ 栄養アセスメント加算 109円

⑤ 栄養改善加算 434円

⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 44円

⑦ 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 11円

⑧ 口腔機能向上加算 (I) 325円

⑨ 口腔機能向上加算 (II) 347円

⑩ 一体的サービス提供加算 1,040円

⑪ 退院時共同指導加算 1,300円

⑫ 科学的介護推進体制加算 87円

⑬ サービス提供体制強化加算 (I)

要支援1	191円	要支援2	382円
------	------	------	------

⑭ サービス提供体制強化加算 (II)

要支援1	156円	要支援2	312円
------	------	------	------

⑮ サービス提供体制強化加算 (III)

要支援1	52円	要支援2	104円
------	-----	------	------

⑯ 介護職員等処遇改善加算 (I) (基本サービス費+加算) × 8.6%

⑰ 介護職員等処遇改善加算 (II) (基本サービス費+加算) × 8.3%

⑱ 介護職員等処遇改善加算 (III) (基本サービス費+加算) × 6.6%

⑲ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (基本サービス費+加算) × 5.3%

(3) その他の料金 (1日当たりの実費)

① 食費

昼食	750円
おやつ	150円

※ 原則として食堂でお召し上がりいただきます。

※ なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② その他は、別途資料をご覧ください。

(4) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替と銀行振込の2つの方法があります。利用申込み時にお選びください。

個人情報の利用目的
(R2年4月1日現在)

介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －支払検査機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われて事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

平成24年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成26年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成26年12月1日	日用品費、教養娯楽費改定	
平成27年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成27年8月1日	自己負担2割、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成29年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成30年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
平成30年8月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金（3割）」の一部を改定
令和元年5月1日	利用同意書、	元号変更
令和元年10月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
令和2年4月1日	利用約款改定、別紙2	の一部を改定、別紙3を新設
令和3年4月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定
令和6年6月1日	介護報酬改定、別紙2	「3. 利用料金」の一部を改定